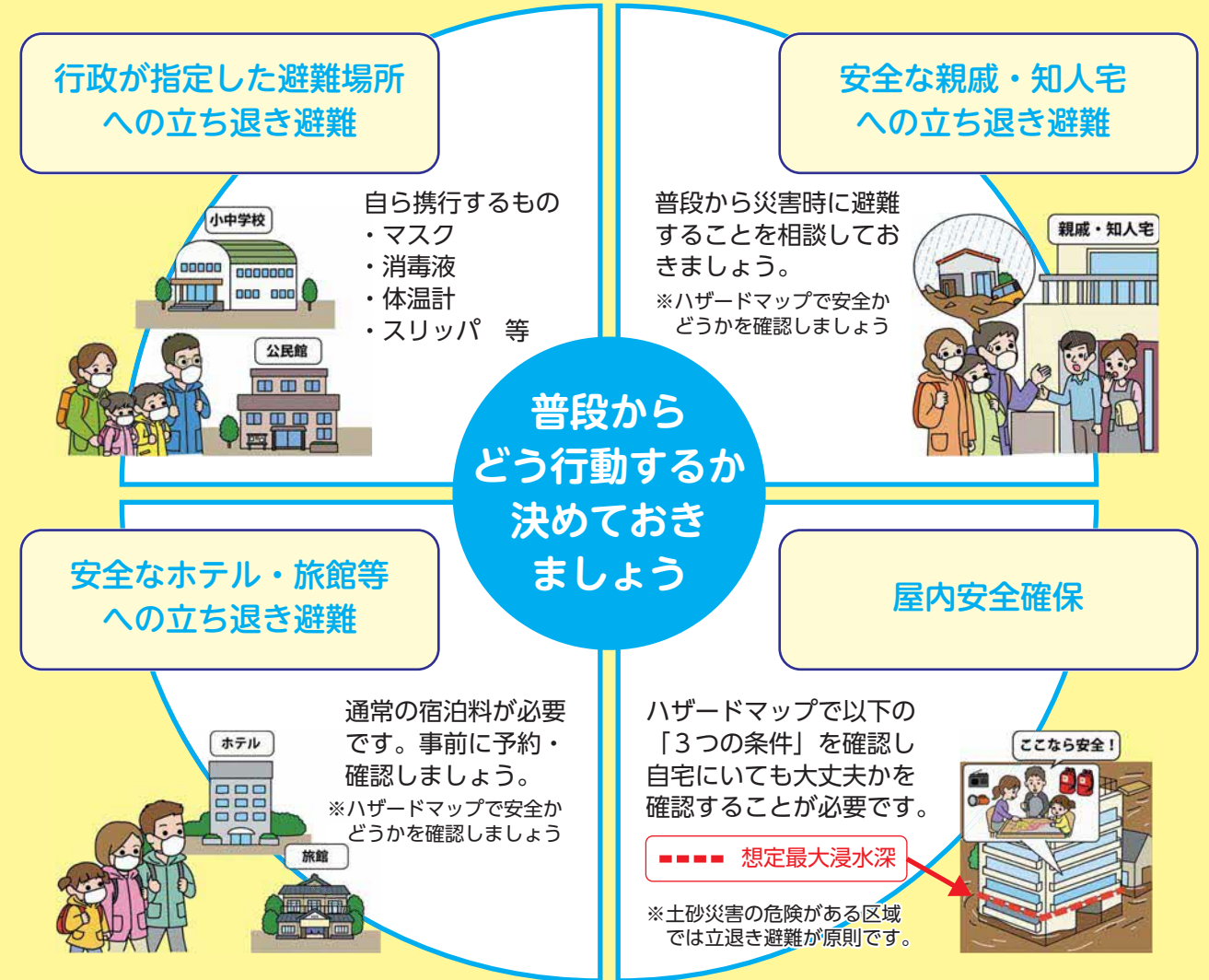


避難といっても、
実際どうすればいいの？

村が指定する避難場所、避難所に行くことだけが
避難ではありません。
避難とは「難」を「避」けることです。
避難には、主に下の4つの行動があります。



「3つの条件」が確認できれば、浸水の危険があっても自宅等に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)
流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります
地面が削られ、家屋
は建物ごと崩落する
おそれがあります
- ② 浸水深より居室は高い
3-4階 5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階 3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階 0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下 0.5m未満 (1階床下浸水)
- ③ 水がひくまで我慢でき、
水・食料などの備えが十分
(十分じゃないと…)
水、食料、薬等の確保が困難になるほ
か、電気、ガス、水道、トイレ等の使
用ができなくなるおそれがあります

※豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認してください。

避難情報がわかりやすく変わりました！

警戒レベル 4 避難指示 までに必ず避難 ~災害から身を守ろう~

- ・警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化しました。
- ・切迫した場合、緊急な安全確保を促す情報を警戒レベル5「緊急安全確保」に位置づけました。
- ・警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直しました。

■問合せ 生活安全課 ☎029-885-0340 (内) 214

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 または切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令します。

すでに安全な避難ができず命  
が危険な状況です。  
警戒レベル5 緊急安全確保  
の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
警戒レベル4 避難指示  
で危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や  
障がいのある方は、  
警戒レベル3 高齢者等避難  
で危険な場所から避難しま  
しょう。